

みやぎっ子ルルブル推進会議規約

(名称)

第1条 本会は、みやぎっ子ルルブル推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 昨今の睡眠や食生活などの子どもの生活習慣の乱れは、生きるための基礎となる健康の維持や体力の増進に悪影響を及ぼすだけでなく、気力や意欲の減退・集中力の欠如など学習面でも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。推進会議は、こうした子どもの生活習慣の乱れを改善し、規則正しい生活リズムを維持するため、行政、地域、団体や企業等が連携・協力し、子どもの生活習慣を確立していくことを目的とする。

(活動内容)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 子どもの生活習慣確立のための普及啓発
- (2) 子どもの生活習慣確立に向けた社会的機運の醸成
- (3) その他推進会議の目的を達成するための活動

(会員)

第4条 推進会議は、第2条の目的に賛同する組織、団体及びその他法人等を会員とする。
2 会員となるものは、別に定める会員登録書により登録を行うものとする。

(役員)

第5条 推進会議に会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、宮城県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 4 推進会議に幹事を置く。
- 5 幹事は、会員の中から会長が指名する。
- 6 会長の指名により、推進会議に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。
- 4 幹事は、会長の求めに応じ、推進会議の運営に関して必要な検討を行う。
- 5 顧問は、会長の求めに応じ、推進会議の運営に関して助言を行う。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、会員の出席により年1回程度開催し、子どもの生活習慣確立に関する情報交換及び会員相互の交流等を行う。
- 3 幹事会は、幹事の出席により年数回開催し、推進会議の運営に必要な事項等に関して検討を行う。

(事務局)

第8条 推進会議の事務を処理するため、宮城県教育庁義務教育課に事務局を置く。

- 2 事務局長には、宮城県教育庁義務教育課長の職にある者をもって充てる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年2月15日から施行する。